

北播磨総合医療センターへの通院等に係る神戸電鉄利用補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北播磨総合医療センター（以下「医療センター」という。）への通院、検査等のために神戸電鉄を利用した者に対し、運賃の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱による補助を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、医療センターへの通院、検査、受診者の付添い又は入院患者の見舞い等（以下「通院等」という。）のために神戸電鉄を利用したものとする。ただし、医療センターの業務従事者を除く。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、通院等1回につき300円（小学生については150円）とする。

(業務の委託)

第4条 市長は、補助金の交付等に係る業務の一部について、これを適切に行うことができると認められる者に委託することができる。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、神戸電鉄榎山駅において市が発行する乗車証明書を市長に提出するものとする。この場合において、当該提出は、当該乗車証明書の発行日の市長が別に定める時間に限り行うことができる。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金を交付する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、その全額を返還させるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。